

郡山市上下水道局公告第157号

制限付一般競争入札（総合評価方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、令和7年4月15日付け令和7年郡山市上下水道局公告第1号の規定によるものとする。

令和7年10月27日

郡山市上下水道事業管理者 緑川 光博

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1	契 約 番 号	第25100265号	
2	業 種	管工事	
3	工 事 名	荒井浄水場脱水機棟等空調設備改修工事	
4	施 行 場 所	郡山市荒井町字仲田 地内	
5	施 行 期 限	令和8年3月13日	
6	工 事 概 要	1. 脱水機棟の空調設備改修及び設置 一式 2. 機械棟の空調設備設置 一式	
7	支 払 条 件	前金払	有り
		中間前金払	有り
		部分払	有り
8	予 定 価 格	事後公表	
9	最 低 制 限 価 格	無し	
10	調査基準価格及び失格基準価格	事後公表	
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	対象外	
12	郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条に基づく労働環境の報告等	対象外	

13	電 子 契 約	対象
14	そ の 他	本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）により入札を実施する工事である。特別簡易型総合評価基準項目は別表のとおり。

第 2 入札方法及び入札期間

1	入 札 方 法	電子入札
2	工 事 費 内 訳 書	初度のみ提出
3	入 札 期 間	令和 7 年12月 1 日（月）午前 8 時30分から 令和 7 年12月 2 日（火）午後 3 時まで

第 3 開札場所及び開札日時

1	開 札 場 所	郡山市上下水道局 3 階 上下水道局総務課
2	開 札 日 時	令和 7 年12月 3 日（水）午前 9 時10分

第 4 入札に参加する者に必要な資格

1	入 札 参 加 形 態	単体企業
2	郡山市の令和 7 ・ 8 年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。	
	登 録 業 種	管工事
	等 級 別 格 付	A等級
	総 合 点	690点以上
	所 在 地 要 件	郡山市内に本店を有する者
3	建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。	
	許 可 業 種	管工事。ただし、5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者
	そ の 他 の 要 件	無し
4	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。	
	資 格 要 件	建設業法に定める技術者又はこれと同等以上の資格を有していること。ただし、5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇 用 関 係	入札参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	そ の 他 の 要 件	当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合は、許可業種の区分に関係なく、営業所技術者等を工事現場に技術者等として配置することはできない。ただし、建設業法第26条の 5 に該当する場合は除く。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。

		配置予定技術者が入札参加申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、落札者となった場合は、契約書の提出日において配置予定技術者を特定して申請するものとする。	
		配置予定技術者は、当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合は、専任で配置すること。なお、建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は以下のとおり。	
		(1)	建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（専任特例1号の主任技術者又は監理技術者）の配置
		(2)	建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の監理技術者）の配置
5	手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限	対象	
6	施 行 実 績	無し	

第5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧期限	令和7年11月18日（火）午後11時
2	設計図書等に対する質問期限	令和7年11月4日（火）午後3時
3	質問の回答期限	令和7年11月6日（木）
4	入札参加申請期限	令和7年11月18日（火）午後3時 ※電子入札システムによる申請

※ 電子入札利用時間は、午前8時から午後10時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）

別表 特別簡易型総合評価基準項目
(荒井浄水場脱水機棟等空調設備改修工事)

1 企業の技術力 (5.5点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去5か年度(令和2～6年度)に郡山市上下水道局発注の請負金額500万円以上の空調設備工事(管工事に限る)を元請で施工した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。)により評価する。	0.5点	実績有り(80点以上)	0.5点
		実績有り(75点以上80点未満)	0.25点
		実績なし	0点
(2) 工事成績 過去2か年度(令和5、6年度)の間の郡山市上下水道局発注の請負金額500万円以上の管工事の平均工事成績(特定建設工事共同企業体の構成員としての成績を含む。)により評価する。	2.0点	80点以上	2.0点
		75点以上80点未満	1.0点
		75点未満	0点
(3) 優良工事表彰 前年度から起算して過去5か年度(令和2～6年度)の管工事における郡山市優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	1.0点	2回以上の表彰有り	1.0点
		1回の表彰有り	0.5点
		表彰無し	0点
(4) 品質・環境管理能力 ISO9001又はISO14001のいずれかの認証取得の有無により評価する。	0.5点	いずれかの認証取得有り	0.5点
		取得無し	0点
(5) 新技術の活用 NETISへ工法・技術を登録している又は過去2か年度(令和5、6年度)の間においてNETISに登録されている工法・技術を活用し工事を施工した実績により評価する。	1.0点	登録有り	1.0点
		施工実績有り	0.5点
		登録及び施工実績無し	0点
(6) CCUSの活用 建設キャリアアップシステム(CCUS)の導入の有無により評価する。	0.5点	導入有り	0.5点
		導入無し	0点
(7) 指名停止措置 過去2か年度(令和5、6年度)及び今年度(令和7年4月1日から公告日まで)に「郡山市上下水道局競争入札に係る有資格業者指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置(廃止前の「郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置を含む。)の有無により評価する。	-1.0点	指名停止措置有り	-1.0点
		指名停止措置無し	0点

2 配置予定技術者の技術力 (2.0 点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去5か年度（令和2～6年度）に国、福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発注の請負金額1,000万円以上の空調設備工事（管工事に限る）を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事实績により評価する。	0.5 点	実績有り（80点以上）	0.5 点
		実績有り（75点以上80点未満）	0.25 点
		実績無し	0 点
(2) 工事成績 前年度から起算して過去2か年度（令和5、6年度）に国、福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発注の請負金額1,000万円以上の管工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事成績により評価する。	1.0 点	80点以上	1.0 点
		75点以上80点未満	0.5 点
		75点未満	0 点
(3) 資格保有年数 参加申請時の配置予定技術者の資格の保有状況（建設業法により管工事の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。）により評価する。	0.5 点	1級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有10年以上）	0.5 点
		1級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有5年以上10年未満）	0.25 点
		上記以外	0 点

3 企業の地域社会に対する貢献度 (5.0 点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) ボランティア活動 前年度（令和6年度）の郡山市内での防災活動、道路河川愛護活動その他のボランティア活動の実績の有無により評価する。	最大 1.0 点	活動実績有り	活動回数 ×0.2 点
		活動実績無し	0 点
(2) 水道水源保全活動 前年度（令和6年度）の郡山市内での猪苗代湖岸清掃活動、水源地整備活動、かん養林保全活動の有無により評価する。	0.5 点	活動実績有り	0.5 点
		活動実績無し	0 点
(3) 災害協定 郡山市上下水道局との災害時の応急対策業務に関する協定締結の有無により評価する。	0.5 点	締結有り	0.5 点
		締結無し	0 点
(4) 地元業者の活用 前年度（令和6年度）の郡山市上下水道局の請負金額500万円以上の管工事において、市内業者（元請及び下請含む。）が施工した金額の割合により評価する。	1.5 点	95%以上	1.5 点
		90%以上95%未満	1.0 点
		90%未満	0 点

(5) 新卒者・離職者の雇用実績 入札参加時から起算して過去1年間の 新卒者又は離職者（雇用時65歳以上に限 る。）の雇用（正規雇用に限る。）の有無に より評価する。	0.5 点	雇用有り	0.5 点
		雇用無し	0 点
(6) 女性技術者の配置 参加申請から起算して過去1年間に国、 福島県、郡山市上下水道局又は郡山市発 注の案件において女性技術者（正規社員） を配置した実績の有無	0.5 点	実績有り	0.5 点
		実績無し	0 点
(7) 市内本店又は営業所の有無 郡山市内に本店又は営業所の有無によ り評価する。	0.5 点	市内本店又は営業所有り	0.5 点
		市内本店又は営業所無し	0 点

※ 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。この場合において、配置予定技術者の算定資料等は全ての配置予定技術者について提出することとし、評価点については「2 配置予定技術者の技術力」に係る評価点の合計が低い配置予定技術者の点数を用いるものとする。